【提出用】

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

受付印

※ 異動(退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

東彼杵町長 殿 年 月 日 提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）		特別徴収義務者指定番号	宛名番号 受給者番号
		名称（氏名）		担当者 氏名	☎（ ） － （内線 ）

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	(注2) 異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
フリガナ								
氏名	（旧姓 ） T・S・H 年 月 日生	円	月から 月まで	円	年 月 日	1. 退職(注1) 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 育児休業 7. その他	1. 特別徴収継続（給与差引継続） 2. 一括徴収をして 月分で 納入します 3. 普通徴収（残額個人請求）	円
現住所	〒 － （給与の支払を受けなくなった後の住所）		円					控除社会保険料 円

(注1) 退職金の支払いがあるときは、「町民税・県民税納入申告書」(納入書裏面)もあわせて提出してください。

(注2) 上記の徴収方法につきましては必ずご本人様にお伝えください。

※ 退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。

※ 転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合

特別徴収義務者	所在地	（☎ － ）		月割額 円を 月分 から徴収するように連絡済です。
	フリガナ		特別徴収義務者指定番号	担当者 氏名 ☎（ ） － （内線 ）
	名称			

※ 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収される場合

一括徴収の申出 年 月 日	異動者印

一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。**退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人の申し出の有無に関わらず一括徴収が義務づけられています。**(地方税法第321条の5第2項)なお、6月1日から12月31日までの間は本人の申し出により一括徴収できます。

＊町処理欄	宛名コード	転勤	一括	普徴	済月	開始(月・期)	指定番号	受給者番号

処理日	処理者	点検者